

陳情第739号

大阪市の震災がれき受け入れ処分の問題点に関する陳情書

(平成24年7月4日受理)

(平成24年7月6日付託)

平成24年7月4日

大阪市会議長 辻 淳子 様

日本環境学会前会長 元大阪市立大学大学院教授

畑 明 郎 ㊞

陳 情 書

(陳情の趣旨)

私は、大阪市立大学在職中、「日本の公害」、「環境と経済」、「環境経済論」、「環境政策論」などの講義科目を担当するとともに、「重金属汚染」、「金属産業の公害」、「土壌・地下水汚染」、「廃棄物問題」などについて調査研究を行なってきました。

大阪府・市は、岩手県内の震災がれきを受け入れ、舞洲工場で焼却し、舞洲の北港処分場の陸域にゼオライトを敷いて、焼却灰を埋め立て処分する計画を進めようとしているが、その問題点を指摘します。

1. 岩手県の広域処理希望量は、当初57万トンとされていたが、5月の見直しで30万トン（木くず18万トン、可燃物12万トン）と半減しており、現地処理が進み、広域処理の必要性は少なくなり、大阪市も受け入れ量を18万トンから3万6千トンに減らした。
2. 放射性セシウム濃度が100ベクレル/キログラム以下としても、3.6万トン受け入れれば、36億ベクレルもの膨大な放射性セシウムを舞洲や夢洲に持ち込むことになる。
3. 舞洲のごみ焼却炉のバグフィルターで全量の放射性セシウムが捕集できるとしているが、セシウムの沸点は760℃なので、通常850℃以上の高温で焼却するので、がれき中のセシウムは、揮発しガス状となる。ダイオキシン対策として水噴霧により200℃以下にしてバグフィルターに入れるが、一部はガス状のまま煙突から放散され、析出したセシウムも超微粒子なので、バグフィルターで100%は捕集できず、放散される。
4. 工場・事業場・建物などの津波被害によりがれき内には、重金属、有害化学物質、アスベストなどが含まれているが、そのチェックと対策は全くされていない。

5. セシウムは、カリウムやナトリウムと同じアルカリ金属なので、水に溶けやすく、国の個別評価でも焼却灰中のセシウム全量が雨水や海水に溶けると想定している。
6. 国の個別評価では、残余水面による希釈効果により、排水基準を満たすとしているが、排水基準の科学的根拠はうすく、残余水面も一般焼却灰の埋め立てで狭くなっていくので、長期的な希釈効果は望めない。
7. 処分場の周囲は遮水鋼矢板で遮水されているとするが、地下工事の鋼矢板を見てもわかるように、完全な遮水はできないし、処分場底部の沖積粘土層に砂礫が含まれれば、底部からの漏水も避けられず、放射性セシウムの外洋への漏出が起こる。
8. ゼオライト層により放射性セシウムの吸着を図るとされるが、ゼオライトの吸着能力は、共存物質の存在に左右され、重金属類や塩分があると吸着能力は低下するし、環境条件の変化によりセシウムの脱着（溶出）が起こる可能性があり、半永久ではない。
9. 国の個別評価では、陸域埋め立てすると、埋め立て層が沈下し、焼却灰底面と保有水位と接するとしており、残余水面でなく、処分場底部に漏出する危険性がある。
10. 国の個別評価でも、地盤高から津波被害を受ける可能性が指摘されており、処分場全体が水没する危険性があり、その場合に放射性セシウムが外洋に流出する。
11. セシウム137の半減期は約30年であり、数十年にわたってセシウムの管理をする必要があり、今後も継続してコストがかかる。
12. 希釈放流されたり、外洋に漏出した放射性セシウムは、海底の泥、水生生物、魚類などに蓄積し、福島沖の太平洋や東京湾のように底泥のホットスポットや汚染魚が、将来、大阪湾に発生する可能性がある。

よって、下記陳情項目について議会において審議されたく陳情します。

(陳情項目)

大阪市は、震災がれきの受け入れを中止すべきである。